

<業務方法書の取扱い>

業務方法書の取扱い

<b>制定</b>	平成16年 5月 6日
<b>改正</b>	平成16年12月10日
	平成16年12月27日
	平成17年12月26日
	平成18年 4月24日
	平成18年12月25日
	平成19年 9月27日
	平成19年12月25日
	平成20年 1月31日
	平成20年 5月30日
	平成20年12月11日
	平成21年 3月27日
	平成21年 7月24日
	平成22年 4月 7日
	平成22年12月24日
	平成23年 3月31日
	平成23年12月19日
	平成24年 3月29日
	平成24年12月21日
	平成25年 1月31日
	平成25年 3月15日
	平成25年10月31日
	平成25年11月29日
	平成26年 3月 7日
	平成26年 3月13日
	平成26年 7月 8日
	平成26年11月20日
	平成26年11月26日
	平成26年12月10日
	平成27年 5月22日
	平成27年 7月 7日
	平成27年 8月12日
	平成27年11月25日
	平成27年12月10日

平成28年12月 7日

平成29年12月 6日

平成30年12月 7日

平成31年 4月26日

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書に基づき、当社が定める事項について規定する。

第2条 削除

(清算資格の取得申請)

第3条 業務方法書第9条の申請は、清算資格の取得を希望する者が、次の各号に掲げる事項を記載した DVP 参加申請書を当社に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 代表者名

2 前項の DVP 参加申請書には、当社が必要と認める書類を添付しなければならない。

(清算資格の取得手続)

第4条 業務方法書第11条第1項に規定する清算資格の取得手続は、DVP 参加申請料の納入その他当社が必要と認める手続（同第10条第2項の規定により清算資格の取得の承認を行った場合には、当社が必要と認める手続）とする。

2 前項に規定する DVP 参加申請料は、30万円とし、消費税及び地方消費税の相当額を加算して当社に納入するものとする。

(届出事項)

第5条 業務方法書第14条、第15条及び第21条に規定する当社への届出は、当社が指定するときまでに、所定の届出書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(報告事項)

第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき。

- (1) の 2 指定親会社（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 57 条の 12 第 3 項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）が法第 57 条の 13 第 1 項第 6 号に掲げる事項について法第 57 条の 14 の届出を行ったことを知ったとき。
- (2) 事業を休止し、又は再開したとき。
- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立て若しくは通知が行われた事実を知ったとき。
- (3) の 2 指定親会社について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。
- (4) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき。
- (4) の 2 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。
- (5) 純財産額（金融商品取引業者以外の者にあつては、純資産額）が 3 億円を下回ったとき。
- (6) 資本金の額又は出資の総額が 3 億円を下回ったとき。
- (7) 次の a から d までに掲げる区分に従い、当該 a から d までに定める事由に該当したとき。
  - a 金融商品取引業者にあつては、自己資本規制比率又は連結自己資本規制比率が 140 パーセント及び 120 パーセントを下回ったとき（証券金融会社にあつては、これに準ずる場合に該当したとき。）。
  - b 国際統一基準行等にあつては、次の（a）から（c）までのいずれかに該当したとき（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当したとき）。
    - （a）単体又は連結普通株式等 T i e r 1 比率（農林中央金庫及び国際統一基準金庫にあつては、単体又は連結普通出資等 T i e r 1 比率とする。）が 4.5 パーセント及び 2.25 パーセントを下回ったとき。
    - （b）単体又は連結 T i e r 1 比率が 6 パーセント及び 3 パーセントを下回ったとき。
    - （c）単体又は連結総自己資本比率が 8 パーセント及び 4 パーセントを下回ったとき。
  - c 国内基準行等にあつては、国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が 4 パーセント及び 2 パーセントを下回ったとき。
  - d 保険会社にあつては、単体又は連結ソルベンシー・マージン比率が 200 パーセント及び 100 パーセントを下回ったとき。
- (8) 大株主上位 10 名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に 10 名の株主をいう。）に関し変更があったとき。
- (8) の 2 総株主の議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部に

つき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）又は出資に係る議決権の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。

(9) 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき。

(9) の2 指定親会社又は特定主要株主（法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。以下同じ。）が法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき。

(9) の3 前2号に規定する処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。

(10) 金融商品市場の開設者に参加若しくは脱退したとき（取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。）又は金融商品取引清算機関の清算参加者の資格を取得若しくは喪失したとき。

(11) 金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、金融商品取引業者以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。

(11) の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。

(12) 金融商品取引業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）が同条第1項第5号ニ又ホに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき。）。

(12) の2 指定親会社の主要株主が法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。

(13) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。）を提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。）を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。

(13) の2 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停を申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。

(14) 金融商品取引業者にあつては、法第46条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、銀行等又は保険会社にあつては、法第48条の2第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき、外国法人である金融

商品取引業者にあつては、法第49条の3第2項の規定に基づく関係会社に関する報告書を作成したとき。

(15) 法第56条の2に基づくモニタリング調査表（証券金融会社にあつては、これに準ずるもの）を作成したとき。

(15)の2 法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(15)の3 最終指定親会社（法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が法第57条の17第3項の規定に従い公衆縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。

(16) 金融商品取引業者にあつては、事業報告書を作成したとき、銀行等又は保険会社にあつては、単体又は連結の業務報告書又は中間業務報告書を作成したとき、証券金融会社にあつては、事業報告書又は中間決算状況表を作成したとき。

(16)の2 法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したとき。

(16)の3 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。

(17) 当社が定める決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき。

(18) 外国法人である金融商品取引業者にあつては、法第49条の3第1項に規定する貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類を作成したとき。

(19) 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。

(20) 法第57条の2第1項又は同条第6項（同項第2号に該当することとなった場合に限る。）の届出を行ったとき。

(21) 指定親会社の指定があつたこと、当該指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失ったことを知ったとき。

(22) 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき（当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。）。

(23) 指定親会社の役員の変更があつたことを知ったとき。

(24) 新たに特定主要株主に該当した者があつたこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があつたことを知ったとき。

(25) 事業年度の末日の変更があつたとき。

2 前項第16号に掲げる場合の報告においては、同項本文に定めるもののほか、事業報告書又は単体の業務報告書に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書（これに準ずるものとして当社が適当と認めるものを含む。）を添付するものとする。

（清算資格の喪失申請）

第7条 業務方法書第25条の清算資格の喪失申請は、清算資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の清算資格喪失申請書を当社に提出して行うものとする。

(1) 商号又は名称

- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
  - (3) 代表者名
  - (4) 清算資格の喪失申請理由
- 2 前項の清算資格喪失申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 清算資格の喪失に係る日程表
  - (2) その他当社が必要と認める書類

(担保指定証券の決済価額)

第7条の2 業務方法書第39条第4項第4号に規定する当社が定める時価は、別表に定める。

(受領時限・時点)

第7条の3 業務方法書第39条第5項に規定する当社がDVP決済指図を受領する時限は、次に掲げるDVP決済指図の種類に応じ、次に定めるとおりとする。

種類	受領時限
売買DVP決済指図	決済日の午後1時50分
貸株DVP決済指図	決済日の午後1時20分
担保指定証券DVP決済指図	決済日の午後1時30分

- 2 業務方法書第39条の2第2項に規定する金額調整指図受領時点は、決済日の午後1時45分とする。

(実行時限)

第7条の4 業務方法書第40条第3項に規定する振替実行時限は、次に掲げるDVP決済指図の種類に応じ、次に定めるとおりとする。

種類	振替実行時限
売買DVP決済指図	決済日の午後2時
貸株DVP決済指図 担保指定証券DVP決済指図	決済日の午後1時30分

- 2 前項の規定にかかわらず、清算対象取引に係る対象有価証券について、機構が振替実行時限前の時刻で機構が認めた時刻までに限り、振替の請求を認めることとした場合には、当該時刻を振替実行時限とする。
- 3 業務方法書第40条第3項に規定する金額調整実行時限は、決済日の午後2時とする。

(取消時限)

第7条の5 業務方法書第41条第3項に規定する当社がDVP決済指図の取消しを受領する時限は、DVP決済指図の種類に応じ、第7条の3第1項に定める時限と同時限とする。

(DVP 振替請求)

第8条 業務方法書第44条第1項に規定する機構に対し当社が行う DVP 振替請求は、DVP 決済指図の類型ごとに次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める請求によるものとする。

- (1) 売買 DVP 決済指図 先日付 DVP 振替請求又は当日 DVP 振替請求
  - (2) 貸株 DVP 決済指図 先日付貸株 DVP 振替請求又は当日貸株 DVP 振替請求
  - (3) 担保指定証券 DVP 決済指図のうち、機構取扱有価証券を対象有価証券とするもの 担保指定証券（相手先指定・株式等）振替請求
  - (4) 担保指定証券 DVP 決済指図のうち、国債証券を対象有価証券とするもの 担保指定証券（相手先指定・国債）振替請求
- 2 業務方法書第44条第2項に規定する当社が定める順序及び数量は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。
- (1) 受入予定証券完了請求 同項の DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高に当該渡方 DVP 参加者口座の残高が不足する場合の当該不足残高と当該渡方 DVP 参加者口座の受入予定証券残高（当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。）のいずれか少ない方の残高の数量
  - (2) 担保指定証券解除請求 前号の不足残高から前号の受入予定証券残高を控除した残高の数（負の数になる場合は零）の数量

(受入予定証券残高に係る評価額)

第9条 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率は、別表に定める。

(充当振替請求)

第10条 業務方法書第50条第2項に規定する当社が定める順序及び数量は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。

- (1) 受入予定証券完了請求 同項の振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高に当該 DVP 参加者の口座の残高が不足する場合の当該不足残高と当該 DVP 参加者の口座の受入予定証券残高（当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。）のいずれか少ない方の残高の数量
- (2) 担保指定証券解除請求 前号の不足残高から前号の受入予定証券残高を控除した残高の数（負の数になる場合は零）の数量

(参加者基金の預託及び返還方法)

第11条 参加者基金の預託又は参加者基金預託残高の返還は、DVP 参加者の当座勘定と

当社の当座勘定の間の振替により行うものとする。この場合において、当該振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用したものであって、参加者基金の預託又は参加者基金預託残高の返還である旨を当社の定めるところに従い明示した日本銀行への振替の依頼によるものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、決済銀行指定参加者に係る参加者基金の預託及び参加者基金預託残高の返還は、決済銀行の当座勘定と当社の当座勘定との間の振替により行うものとする。この場合の振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用したものであって、参加者基金の預託又は参加者基金預託残高の返還である旨及び当該決済銀行に当該預託又は返還を委託した決済銀行指定参加者を当社の定めるところに従い明示した日本銀行への振替の依頼によるものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りでない。

(担保指定証券残高の評価額等)

- 第12条 業務方法書第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに同第60条に規定する担保指定証券に関する事項は、別表に定める。

(担保指定証券からの収益金)

- 第13条 担保指定証券残高について、同種、同量の有価証券を当社がDVP参加者に返還する前に担保指定証券の利子、配当金その他の分配金（この条において「収益金」という。）の支払日（収益金を受領する担保指定証券に係る権利者を確定する日が定められている場合は、その日をいうものとする。）が到来した場合には、当社は、当該担保指定証券に係る担保指定証券残高の返還請求権を有するDVP参加者をして、当該担保指定証券から発生した収益金を受領させるものとする。

- 2 前項の規定は、担保指定証券の保有者に付与される収益金以外の権利について準用する。

(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)

- 第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項並びに同第59条の2第2項及び第3項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 新株予約権付社債について、償還期日（繰上償還における償還期日を含む。）までの残存日数が3日未満となった場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から償還期日の3日前の日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日の2日前の日当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。
- (2) 新株予約権付社債、新株予約権若しくは新投資口予約権の全部取得日又は合併等により新株予約権付社債若しくは新株予約権が承継される場合における合併等効力



発生日（以下、この号において「全部取得日等」という。）の2日前の日までにその返還請求権を有するDVP参加者から担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、全部取得日等の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(3) 新株予約権又は新投資口予約権について、行使期間満了日の前日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該行使期間満了日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(4) 機構が株式等振替業又は外国株券等保管振替決済業務における取扱いを廃止することを決定した場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から機構が当該銘柄の取扱いを廃止する日の2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われないときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該取扱いを廃止する日の前日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(担保指定証券に係る国債証券の取扱い)

第15条 業務方法書第59条第2項に規定する国債証券に係る担保指定証券の預託等は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づき日本銀行に開設されたDVP参加者の口座と当社名義の口座との間の振替により行うものとする。この場合において、当該振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行うものとする。

2 DVP参加者は、利付国債の利子支払期日の前日は、当該利付国債の担保指定証券の預託等のための請求を行うことができない。

3 当社は、国債証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項、同第59条の2第2項及び第3項の規定によるほか、その返還請求権を有するDVP参加者から償還期日の2日前の日までに担保指定証券解除請求が行われない場合には、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、償還期日の前日に当該DVP参加者に返還するものとする。

(残高証明書の交付請求)

第15条の2 DVP参加者は、当社に対し、担保指定証券残高及び参加者基金預託残高の証明書の交付を請求することができる。

2 前項の交付の請求の方法については、株式会社東京証券取引所が運用するTarget保振サイトを通じて行うものとする。

(決済促進送金の預託及び返還方法)

第16条 業務方法書第65条第1項に規定する振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用したものであって、決済促進送金の預託又は決済促進送金預託残高の返還である旨を当社の定めるところに従い明示した日本銀行への振替の依頼によるものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りでない。

2 業務方法書第65条第2項に規定する振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用したものであって、決済促進送金の預託又は決済促進送金預託残高の返還である旨、及び当該決済銀行に当該預託又は返還を委託した決済銀行指定参加者を当社の定めるところに従い明示した日本銀行への振替の依頼によるものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りでない。

(当社の資金の支払い)

第17条 業務方法書第67条第1項及び第2項に規定する当社の支払いについては、当社は、すべての差引支払参加者（決済銀行指定参加者を除く。）及び決済銀行受払額が支払いであるすべての決済銀行による当社への支払いが行われたことを確認した後、遅滞なく行うものとする。

(参加者決済額に係る支払債務の履行方法)

第18条 業務方法書第68条第1項又は第2項に規定する振替は、日本銀行金融ネットワークシステムを利用したものであって、参加者決済額の受払い又は決済銀行受払額の受払いである旨を当社の定めるところに従い明示した日本銀行への振替の依頼によるものとする。ただし、当社が認めた場合はこの限りでない。

(DVP参加者の資金決済不履行時の資金調達等)

第19条 当社は、業務方法書第69条第1項の規定による資金調達については、次の各号の順序で行うものとする。ただし、当社が円滑な資金調達の観点等から必要があると認める場合には、この限りでない。

(1) 業務方法書第69条第1項第1号に定める方法。ただし、当該方法から調達する金銭の額は、すべてのDVP参加者の参加者基金所要額の合計額を限度とする。

(2) 業務方法書第69条第1項第2号に定める方法であって、同第70条第1項に規定する流動性供給銀行からの融資枠契約に基づく資金の供給の依頼

2 当社は、前項第1号及び第2号に掲げる方法による資金調達を行った場合には、業務方法書第70条第3項に規定するところにより得られた金銭をもって、次の各号の順序で当該各号に定める行為を行うものとする。

(1) 融資枠契約に基づき資金の供給を行った流動性供給銀行への返済

(2) 第56条第2項に規定する参加者基金の運用に係る残高の回復

(流動性供給銀行による資金の供給方法)

第20条 当社は、業務方法書第70条第1項の融資枠契約において、流動性供給銀行が当社からの依頼を受けて当社に対して行う資金の供給については、日本銀行に設けられた日本銀行当座預金取引に係る当該流動性供給銀行の当座勘定から当社資金決済勘定への振替により行う旨を定めるものとする。

(決済銀行契約)

第21条 業務方法書第73条第1項に規定する決済銀行契約は、別紙様式によるものとする。

(申請事項)

第22条 業務方法書第78条第1項に規定する当社への申請は、当社が指定するときまでに、所定の申請書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

(決済銀行からの承認通知等の時刻)

第23条 業務方法書第79条第2項に規定する当社が定める時刻は、午後2時40分とする。

(決済銀行への通知)

第24条 当社は、業務方法書第5条第2項(業務の取扱時間)、同第6条第2項(休業日)、同第7条第2項(業務の臨時停止等)、同第95条(決済時限の臨時変更)及び同第96条第1項(システム障害等における決済日の繰延べ)に規定する通知を行う場合には、決済銀行に対して通知を行うものとする。

2 当社は、業務方法書第28条第2項(清算資格の喪失の承認)に規定する通知については清算資格の喪失申請者を、同第33条(措置の通知)に規定する通知については当社が措置をしたDVP参加者を、同第82条第2項(決済不履行の場合における措置)に規定する通知については当社が債務引受停止等の措置を行ったDVP参加者を、決済銀行指定参加者とする決済銀行に対して通知を行うものとする。

(口座系に係る申請)

第25条 業務方法書第92条第2項に規定する当社への利用申請及び同第93条第1項に規定する変更申請は、当社が指定するときまでに、所定の申請書に当社が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 業務方法書第92条第3項に規定する指定は、次に定めるところによるものとする。

(1) 同項第2号及び第3号の配分比率は、百分率による。

(2) 同項第4号に規定する一の口座系ごとに参加者決済額を算出する方法について

は、口座系利用 DVP 参加者が決済銀行である場合であって、かつ当該決済銀行が業務方法書第 7 4 条第 1 号に規定する決済銀行受払額の算出方法を指定しているときには、これを選択することができない。

(当社が委任する事務)

第 2 6 条 当社は、業務方法書第 9 8 条第 1 項の規定に基づき、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事務を委任するものとする。

(1) 機構

次の a から i までに掲げる事務

- a DVP 参加者及び決済銀行との間の通知又は請求その他の情報の授受（次号に定める事務において受理するものを除く。）に係る事務
- b 機構に対する DVP 振替請求その他の振替請求に関する事務
- c DVP 口座の管理に関する事務
- d 決済価額支払債務及び参加者決済額の計算並びに参加者資金記録簿の管理に関する事務
- e 決済日における差引受払額、確保資産総額、余裕値及び振替実行条件の計算に関する事務
- f 担保指定証券（機構取扱有価証券を除く。）、参加者基金及び決済促進送金の残高管理に関する事務
- g 参加者基金所要額及び差引支払限度額の計算に関する事務
- h 日本銀行との間の振替依頼その他の情報の授受に係る事務
- i DVP 参加者との間の手数料の出納に関する事務

(2) 株式会社日本証券クリアリング機構

DVP 参加者からの業務方法書第 2 1 条第 1 項第 3 号から第 1 0 号まで及び第 1 2 号に掲げる事項に係る届出並びに第 6 条に規定する報告の受理及びそれに付随する事務

附 則

この規則は、平成 1 6 年 5 月 6 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 1 2 月 1 0 日通知）

- 1 この改正規定は、日本証券業協会が証券取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 6 7 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日から施行する。
- 2 この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本証券業協会に登録されていた機構取扱有価証券に係る受入予定証券残高及び担保指定証券残高の評価額を施行日において計算する場合の時価は、改正後の別表第 1 項の規定にかかわらず、

日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格（当該売買価格がないときは、日本証券業協会が定める施行日の前日の基準価格）とする。

- 3 施行日の前日において日本証券業協会に登録されていた銘柄であって、施行日に株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」という。）に上場されたものに対する別表第2項の適用に際しては、日本証券業協会が公表した当該銘柄の売買株数（新株予約権付社債券にあっては売買数量）を、ジャスダック証券取引所において成立した売買高とみなす。

附 則（平成16年12月27日通知）

- 1 この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。  
2 平成16年12月31日までにされた破産の申立てにより平成17年1月1日以後にされた破産の宣告については、破産手続開始の決定とみなす。

附 則（平成17年12月26日通知）

この改正規定は、平成18年1月4日から施行し、施行日以後の日を権利確定日として株式併合等を行う銘柄から適用する。

附 則（平成18年4月24日通知）

この改正規定は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。

附 則（平成18年12月25日通知）

この改正規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日通知）

この改正規定は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）から施行する。

附 則（平成19年12月25日通知）

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

附 則（平成20年1月31日通知）

この改正規定は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日通知）

この改正規定は、平成20年6月16日から施行する。

附 則（平成20年12月11日通知）

この改正規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。

附 則（平成21年3月27日通知）

この改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月24日通知）

この改正規定は、平成21年9月28日から施行する。

附 則（平成22年4月7日通知）

この改正規定は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）附則第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成22年12月24日通知）

この改正規定は、平成23年1月31日から施行する。

附 則（平成23年3月31日通知）

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月19日通知）

この改正規定は、平成24年1月30日から施行する。

附 則（平成24年3月29日通知）

この改正規定は、平成24年3月31日から施行する。

附 則（平成24年12月21日通知）

この改正規定は、平成25年2月12日から施行する。

附 則（平成25年1月31日通知）

この改正規定は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日通知）

- 1 この改正規定は、平成25年3月31日から施行する。
- 2 平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間における改正後の第6条第1項第7号bの規定の適用については、同b(a)中「4.5パーセント」とあるのは「3.5パーセント」、「2.25パーセント」とあるのは「1.75パーセント」と、同b(b)中「6パーセント」とあるのは「4.5パーセント」、「3パーセント」とあるのは「2.25パーセント」とする。
- 3 平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間における改正後の第6条第1項第7号bの規定の適用については、同b(a)中「4.5パーセント」とあるのは「4パーセント」、「2.25パーセント」とあるのは「2パーセント」と、同b(b)中「6パーセント」とあるのは「5.5パーセント」、「3パーセント」とあるのは「2.75パーセント」とする。

附 則（平成25年10月31日通知）

- 1 この改正規定は、平成26年1月6日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより改正後の業務方法書の規定により当社が債務の引受けを行うことができない又はそのおそれがあると当社が認める場合には、この改正規定は、平成26年1月7日以後の当社が定める日から施行する。

附 則（平成25年11月29日通知）

この改正規定は、平成26年1月10日から施行する。

附 則（平成26年3月7日通知）

この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成25年法律第45号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以降の当社が定める日から施行する。

（注）「当社が定める日」は平成26年3月7日。

附 則（平成26年3月13日通知）

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。

附 則（平成26年7月8日通知）

この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。

附 則（平成26年11月20日通知）

この改正規定は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成26年法律第44号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(注)「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成26年法律第44号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日」は平成26年11月29日。

附 則(平成26年11月26日通知)

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成26年12月10日通知)

この改正規定は、平成27年1月19日から施行する。

附 則(平成27年5月22日通知)

この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

附 則(平成27年7月7日通知)

- 1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成27年10月14日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 施行日(第1項に規定する日(前項に規定する当社が定める日が定められた場合には、当該日)をいう。以下同じ。)以降の日において、施行日の前日以前における業務方法書第39条第4項第4号、第45条第3項第1号又は第58条第3項に規定する当社が定める時価を用いる場合における当該時価については、なお従前の例による。

附 則(平成27年8月12日通知)

- 1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、機構が運営するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、平成27年10月14日以後の当社が定める日から施行する。
- 3 施行日(第1項に規定する日(前項に規定する当社が定める日が定められた場合には、当該日)をいう。以下同じ。)の3日後の日までに償還期日が到来する国債証券(施行日の3日後の日に償還期日が到来するものであって、施行日以後に担保指定証券として預託されたものを除く。)に係る担保指定証券残高の返還については、改正後の第15条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成27年8月12日通知)

この改正規定は、平成28年6月21日から施行する。



附 則（平成27年11月25日通知）

この改正規定は、平成29年3月31日以後の当社が定める日から施行する。

（注）「当社が定める日」は平成29年3月31日。

附 則（平成27年12月10日通知）

この改正規定は、平成28年1月18日から施行する。

附 則（平成28年12月7日通知）

この改正規定は、平成29年1月10日から施行する。

附 則（平成29年12月6日通知）

この改正規定は、平成30年1月9日から施行する。

附 則（平成30年12月7日通知）

この改正規定は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成31年4月26日通知）

この改正規則は、令和元年5月1日から施行する。

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）

1. 業務方法書第39条第4項第4号に規定する当社が定める時価は、機構取扱有価証券については国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）（注1）における最終価格（注2）（注3）、国債証券については日本証券業協会が発表する売買参考統計値（注4）のうち平均値とする。
  - （注1） 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、約定値段（各金融商品取引所が定める気配値段を含む。以下同じ。）がある金融商品取引所から当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所とする。以下同じ。
  - （注2） 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段を含む。以下同じ。
  - （注3） 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がない場合は、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該決済日の2日前の日の基準値段とする。
  - （注4） 決済日の2日前の日の売買参考統計値が発表されていない場合は、当該決済日の3日前の日の売買参考統計値（当該3日前の日の売買参考統計値が発表されていない場合は、順次繰り上げる。）とする。
2. 前項に定める一定の順位については、第一順位は、当該決済日の前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各金融商品取引所の定める普通取引をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。以下同じ。）の順序とする。
3. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、次に掲げる機構取扱有価証券については、次のとおりとし、新株予約権及び新投資口予約権については、担保指定証券残高及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
---------	----	----------

株式 投資口 優先出資 投資信託受益権 受益証券発行信託の 受益権 外国株券等	国内の金融商品 取引所に上場さ れているもの	金融商品取引所における最終価 格（注）	100分の 70
新株予約権付社債	国内の金融商品 取引所に上場さ れているもの	金融商品取引所における最終価 格（注）	100分の 80

（注） 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がない場合は、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該計算する日の前日の基準値段とする。

4. 前項に定める一定の順位については、第一順位は、当該計算する日の前日が毎年2月から7月までの間は前年7月から12月までの、当該前日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コードの順序とする。
5. 業務方法書第45条第3項第1号に規定する当社が定める時価及び比率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、国債証券については、次のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗すべき率
国債証券	日本証券 業協会が 売買参考 統計値を 発表する もの	当該売買 参考統計 値（注）の うち平均 値	（1）国債証券（変動利付国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。） a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の97 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の96 f 残存期間30年超のもの 100分の94
			（2）変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99

			b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99  (3) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の98 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の95 f 残存期間30年超のもの 100分の92
--	--	--	--

(注) 計算する日の前日の売買参考統計値が発表されていない場合は、当該計算する日の2日前の日の売買参考統計値（当該2日前の日の売買参考統計値が発表されていない場合は、順次繰り上げる。）とする。

6. 第1項、第3項及び前項に規定する時価がない銘柄の時価及び時価に乗すべき率については、当社がその都度定める。
7. 受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。
  - (1) 株式、投資口、優先出資、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権及び外国株券等については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。
  - (2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。
8. 担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券のうち、DVP参加者の属する関係法人等グループ（一のDVP参加者並びに当該DVP参加者の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）、関連会社（同条第5項に規定する関連会社をいう。以下この項において同じ。）及び親会社（同条第3項に規定する親会社をいう。）並びに当該親会社の子会社若しくは関連会社で構成される集団をいう。）が発行する機構取扱有価証券については、当該DVP参加者が担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券から除外することができる。
9. 担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券について、DVP参加者が株式、投資口、優先出資、投資信託受益権及び受益証券発行信託の受益権を担保指定証券として預託する場合において、銘柄ごとの預託数量が当該銘柄の上場株式数（投資口にあつては上場投資口口数をいい、優先出資にあつては上場優先出資口数をいい、投資信託受益権にあつては上場受益権口数をいい、受益証券発行信託の受益権にあつては上場口数をい

う。)の5%相当数量を超える場合について、当該 DVP 参加者に対する当該銘柄における5%相当数量を超過する部分を除外することができる。

10. 国内の金融商品取引所に上場されている株式(優先出資、投資口、投資信託受益権、受益証券発行信託の受益権及び外国株券等を含む。以下この項において同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、原則として、該当した日の翌日から当該株式及び当該株式(当該投資信託受益権及び当該受益証券発行信託の受益権を除く。)の発行者が発行する新株予約権付社債については、担保指定証券残高及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

(1) 当該株式の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所に株式が上場されている会社(以下「上場会社」という。)の完全子会社となる場合

(2) 当該株式の発行者が上場会社に吸収合併される場合

(3) その他当該株式が上場廃止となる場合であって当該株式と引換えに交付される株式が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき

11. 前項の規定は、新株予約権付社債の発行者が期限の利益を喪失した場合の当該新株予約権付社債について準用する。

12. 外国カバードワラント、機構が定める非上場新株予約権付社債並びに日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式及び新株予約権付社債については、担保指定証券残高及び受入予定証券残高の時価に乗すべき率を零とする。

13. 前項までの規定(第2項、第4項、第6項及び第7項を除く。)にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、担保指定証券として預託できる機構取扱有価証券又は国債証券を限定することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨を DVP 参加者に通知するものとする。

別紙様式

決済銀行契約書

(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、甲が株式会社ほふりクリアリング(以下「丙」という。)のDVP参加者として丙との間において行う資金の受払いに関する決済銀行の業務の取扱いについて、以下のとおり契約を締結する。なお、本契約書中において、丙の業務方法書その他の丙の規則(以下単に「業務方法書」という。)の用語と同一の用語は、同一の意味をもつものとする。

(適用)

- 第1条 乙は、丙の業務方法書並びに本契約及びその付属合意書に定めるところに従い、甲がDVP参加者として丙との間で行うべき資金の受払いに関する決済銀行の業務(次条に定めるものをいう。)を取り扱う。この場合において、付属合意書と本契約との間に抵触する規定がある場合には、本契約の規定が付属合意書の規定に優先するものとする。
- 2 本契約は、甲と乙が、丙に業務方法書の定めるところにより決済銀行指定の申請を行い、丙が承認したことを条件として効力を生じる。
- 3 前項の規定にかかわらず、業務方法書の定めるところに従い乙が丙との間で代理資金決済事務取扱契約を締結しないときは、本契約は失効するものとする。

(決済銀行の業務)

- 第2条 甲は、乙を決済銀行として指定し、乙が甲を代理して次の各号に掲げる丙との間の資金の受払いに関する業務を行うことを委託し、乙は業務方法書並びに本契約及びその付属合意書に定めるところに従いこれを受託する。
- (1) 参加者決済額に係る丙への支払又は丙からの受領
  - (2) 決済促進送金の丙への預託及び決済促進送金預託残高の丙からの返還
  - (3) 参加者基金の丙への預託及び参加者基金預託残高の丙からの返還

(資金の授受方法)

- 第3条 決済銀行の業務に関連して甲と乙との間で資金の受払いを行う乙の本支店の預貯金口座その他の資金決済の手段については、付属合意書において定めるものとする。
- 2 乙が行う丙との間の資金の受払いについては、業務方法書の定めるところに従い、日本銀行当座預金取引における乙の当座勘定と丙の当座勘定との間の振替(以下単に「振替」という。)により行うものとする。

(決済銀行受払額)

- 第4条 甲と乙は、第2条第1号に規定する資金の受払いに関する委任事務の履行方法と

して、乙が丙との間で、乙が決済銀行として次の各号に定めるいずれかの方法のうちからあらかじめ付属合意書において指定したものにに基づき計算した決済銀行受払額の授受を行うことに合意する。この場合において、甲と乙は、決済銀行受払額が零になる場合であって、業務方法書の規定に基づき甲と丙との間の参加者決済額に係る支払債務が履行され、消滅する時に、決済銀行受払額の授受が行われたものとみなして、本契約を適用することに合意する。

- (1) 甲及びそれ以外の乙を決済銀行と指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額及び乙の参加者決済額の差引額
- (2) 甲及びそれ以外の乙を決済銀行と指定するすべての決済銀行指定参加者の参加者決済額の差引額
- (3) 甲の参加者決済額

2 乙は、前項の規定により乙が選択した決済銀行受払額の計算方法を変更しようとする場合には、甲の同意を得て、変更しようとする日の3日前（休業日を除外する。以下同じ。）までの日に丙にその旨の申請を行う。この場合、当該変更の合意は、丙が承認したことを条件として効力を生じる。

(決済銀行受払額の授受の依頼)

第5条 甲と乙は、決済日ごとの振替実行時限後において、丙の指定した方法により、丙から甲の参加者決済額及び乙の決済銀行受払額の通知を受領したときに、丙との間の当該決済日の決済銀行受払額の授受について甲から乙に依頼が行われたものとみなすことに合意する。

(差引支払参加者)

第6条 前条の規定により乙が丙から通知を受けた甲の参加者決済額が丙への支払いである場合において、乙は、付属合意書に定めるところにより、甲から参加者決済額相当額の資金を受領したときに、その決済日における決済銀行受払額の授受の依頼を承諾し、併せて、その旨の丙への通知（以下「承認通知」という。）を業務方法書の定める時刻までに行うものとする。

2 乙は、決済銀行受払額が丙への支払いであるときには、丙に前項の承認通知を行った後、業務方法書の定める時刻までにその支払いを行うものとする。ただし、付属合意書に定めるところにより、甲からその参加者決済額相当額の資金を受領している場合において、乙が適当と認めるときは、前項の承認通知を行わずに、丙への決済銀行受払額の支払いを行うことができるものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決済日の決済銀行受払額の授受の依頼は承諾せず、その旨の丙への通知（以下「不承認通知」という。）を業務方法書の定める時刻までに行うものとする。

- (1) 付属合意書に定めるところにより、乙が甲からその参加者決済額相当額の資金を受領していないとき。
  - (2) 本契約が終了しているとき。
  - (3) 甲に生じた事由により、法令の規定に基づき、乙が甲の代理人として決済銀行の業務を行うことが禁止されたとき。
- 4 第1項に規定する場合において、乙と丙との間において決済銀行受払額の授受が行われる前に前項第2号又は第3号のいずれかに該当したときは、乙は、業務方法書の定めるところに従い、その旨、丙に追加不承認通知を行うものとする。

(差引受取参加者)

- 第7条 第5条の規定により乙が丙から通知を受けた甲の参加者決済額が丙からの受取りである場合には、乙は、当該決済日の決済銀行受払額の授受の依頼を承諾し、承認通知を業務方法書の定める時刻までに行うものとする。
- 2 乙は、決済銀行受払額が丙への支払いであるときには、丙に前項の承認通知を行った後、業務方法書の定める時刻までにその支払いを行うものとする。ただし、乙が適当と認めるときは、前項の承認通知を行わずに、丙への決済銀行受払額の支払いを行うことができるものとする。
- 3 前2項の場合において、乙は、丙との間で決済銀行受払額の授受を行った後、付属合意書に定めるところにより、甲に対して甲の参加者決済額相当額の資金の支払いを行う。
- 4 第1項に規定する場合において、乙は、甲が前条第3項第2号に該当しているときは、当該決済日の決済銀行受払額の授受の依頼は承諾せず、不承認通知を業務方法書の定める時刻までに行うものとする。
- 5 第1項に規定する場合において、乙と丙との間において決済銀行受払額の授受を行う前に本契約が終了したときは、乙は、業務方法書の定めるところに従い、その旨、丙に追加不承認通知を行うものとする。

(決済促進送金又は参加者基金)

- 第8条 業務方法書及び付属合意書の定める時間までに、甲から乙に対し、丙に対する決済促進送金又は参加者基金の預託の依頼があった場合において、乙は、付属合意書に定めるところにより、甲から決済促進送金又は参加者基金の預託額相当額の資金を受領したときに、それらの預託額相当額の丙への支払いを承諾し、その振替を行うものとする。
- 2 乙は、丙から甲の決済促進送金預託残高又は参加者基金預託残高の返還である旨を明示された振替を受けたときは、付属合意書に定めるところにより、甲に対して甲の決済促進送金預託残高又は参加者基金預託残高の返還額相当額の資金の支払いを行う。

(口座系)



第9条 甲は、業務方法書の定めるところにより丙に口座系の利用申請を行おうとする際には、その口座系の数及び名称並びに口座系に関する参加者決済額の算出方法について、あらかじめ乙に通知しなければならない。

(報告)

第10条 甲は、甲の参加者決済額の予定額その他乙が決済銀行の業務を行うために必要な事項について、乙が請求したときは、乙に対して遅滞なく報告するものとする。

(通知・報告の方法)

第11条 本契約に基づく甲又は乙の相手方に対する通知又は報告の方法及び宛先等について必要な事項は、付属合意書に定める。

2 前項の通知又は報告は、その相手方の責めに帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到達すべき時期にその相手方に到達したものとみなす。

(解約)

第12条 甲は、乙が丙から決済銀行の業務の停止に係る措置を受けた場合その他これに準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合は、乙に対して通知することにより、本契約を解約することができる。

2 乙は、甲が業務方法書の定めるところにより丙への債務について期限の利益を喪失したとき又は清算対象取引に基づく債務の引受けの停止若しくは清算資格の取消しその他丙による業務方法書に基づく措置を受けたときその他これらに準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したときは、甲に対して通知することにより、本契約を解約することができる。

3 甲又は乙は、相手方が本契約に違反した場合において、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されないときには、当該相手方に対して通知することにより、本契約を解約することができる。

4 前3項の規定によるほか、本契約は、甲乙協議の上、合意により解約することができる。

5 前4項の規定によるほか、甲又は乙は、解約を希望する日から 日以上前に、相手方に対し通知することにより、本契約を解約することができる。

6 前5項の規定により本契約を解約しようとする場合には、甲又は乙は、丙に対しあらかじめ申請を行わなければならない。この場合において、第1項から第3項まで及び前項の規定による解約の場合には、相手方に対して通知をした後遅滞なく、第4項の規定による解約の場合には、解約しようとする日の3日前までの日に当該申請を行うものとする。

7 第1項から第5項までの規定による解約は、前項の申請に基づき、丙がこれを承認し

なければその効力を生じない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本契約に関して業務上知り得た相手方の秘密を保持するものとし、他の目的のために利用してはならない。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(手数料)

第14条 乙が甲のために行った決済銀行の業務に関する手数料の額及び諸費用の負担については、付属合意書その他当事者間で定めるところによる。

(免責)

第15条 次の各号の事由により本契約の規定による丙への振替及び甲への資金の支払いが不能又は遅延した場合であっても、これにより甲に生じた損害については、乙は責任を負わないものとする。

- (1) 天災地変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
- (2) 乙が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末装置、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき。

(権利義務譲渡の禁止)

第16条 甲及び乙は、相手方及び丙の事前の書面による同意なくして、本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第17条 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

2 本契約に関する訴訟については、 地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第18条 本契約に定めのない事項は、業務方法書の規定に抵触しない範囲内において、法令、本契約以外の甲と乙との間の契約及び諸慣行の定めるところにより処理し、これらに定めなき事項に関しては、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(存続)

第19条 本契約に含まれる規定でその条項により本契約の終了後も甲又は乙により履行されることを必要として又は予定する規定は、本契約の終了後も存続する。

本契約の成立を証して本契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲（決済銀行指定参加者）	住 所	
	商号又は名称	
	代表者名	印

乙（決済銀行）	住 所	
	商号又は名称	
	代表者名	印